

令和8年度以降の共用試験に関する意見

令和8年3月6日

医道審議会歯科医師分科会歯学生共用試験部会

1. はじめに

- 令和3年5月に、「良質かつ適正な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）が成立し、歯科医師法（昭和23年法律第202号）が改正された。改正後の歯科医師法においては、大学において歯学を専攻する学生であって、当該学生が臨床研修を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、臨床実習において、歯科医業をすることができるとされ（令和6年4月1日施行）、また当該試験の合格が歯科医師国家試験の受験資格の要件とされた（令和8年4月1日施行）。
- これを受け、歯科医師法第17条の2第2項に基づく厚生労働省令の制定又は改正に関する事項及び共用試験を行うに当たり必要な事項等を審議するため、医道審議会歯科医師分科会に歯学生共用試験部会を設置し、公的化後の共用試験のあるべき姿について議論を行い、令和5年6月に「公的化後の共用試験に関する意見」をまとめた。
- この意見を踏まえ、令和5年11月に厚生労働省令を公布するとともに、当該省令に基づき、令和6年1月に公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「CATO」という。）を共用試験実施機関として指定した。指定に際しては、歯学生共用試験部会において審議を行い、令和5年12月に指定の条件を示した「共用試験実施機関の指定に関する意見」をまとめた。
- これらを踏まえ、令和6年度から公的化された共用試験が実施されたところである。
- 令和5年6月にまとめられた「公的化後の共用試験に関する意見」において、「共用試験については、公的化される令和6年度以降も、その実施状況や客観的な根拠、大学その他の関係者の意見等を踏まえた不断の改善及びこれに伴う大学の負担を軽減するための方策の検討が必要」とされていることから、本部会において、令和6年度の共用試験の実施状況を踏まえて検討を行い、令和8年度以降の共用試験に関する意見を以下のとおり述べる。

2. 基本的考え方

- 令和6年度共用試験の実施状況を踏まえると、「共用試験実施機関の指定に関する意見」で示した条件については、基本的に令和8年度以降も引き続き踏襲していくべきである。その上で、「公的化後の共用試験に関する意見」において「令和8年度までに検討する」とされた事項や更に意見すべき事項について以下で詳述する。

3. OSCE の在り方

①評価の体制

- 「公的化後の共用試験に関する意見」では、「本部会は、評価の信頼性の向上の観点から、公的化後の OSCE の実施状況等を勘案しつつ、令和 8 年度までに各試験室に外部評価者（共用試験実施機関が派遣する、受験者が所属する大学に所属していない評価者をいう。）を 1 名配置することについて検討することとする。」としている。
- 共用試験の評価者については、公的化前から、各課題に外部評価者を 1 名配置し、各試験室に評価者を 2 名配置することとしていた。評価者の標準化を目的として、令和 5 年度から評価者の認定制度を開始し、令和 6 年度から全ての評価者は評価者認定講習会を受講することとしている¹。
- 令和 6 年度の共用試験では、1 試験室ごとに 2 名の評価者を配置し、外部評価者は課題ごとに 1 名配置して実施した。1 試験室ごとの 2 名の評価者は、外部評価者と内部評価者又は内部評価者と内部評価者の組合せで実施したが、評価者の組合せ別に評価結果を検討したところ、全体として評価に大きな偏りは認められなかった。
- 令和 7 年度の共用試験では、「公的化後の共用試験に関する意見」を踏まえ、原則として各試験室に外部評価者 1 名及び内部評価者 1 名により実施したが、令和 6 年度と比較して試験実施に必要とされる外部評価者数が多くなったことで、派遣される外部評価者に対する負担に加えて、外部評価者の派遣及び受入の観点から、各大学の負担に関しても大きくなったことが確認された。
- これらの状況を踏まえ、令和 8 年度以降の共用試験については、各大学での持続可能な実施体制を担保する観点を考慮し、外部評価者と内部評価者による評価の差について定期的に検証することを前提に、以下を原則とする。
 - ・ 課題ごとに外部評価者を 1 名以上配置する。外部評価者が担当する試験室は、円滑な試験室の運用、外部及び内部評価者の評価の事後検証といった観点から、内部評価者も配置する。
 - ・ 1 試験室ごとの評価者は 2 名とし、内部評価者 2 名での担当を可能とする。
 - ・ 受験者が、全課題を通じて少なくとも 1 回は外部評価者に評価されるような評価者の配置とする。
 - ・ 評価者の配置においては、不測の事態への配慮を行うものとする。
- なお、OSCE の合否判定はカテゴリ毎に行われていることから、課題毎の評価だけではなく、各カテゴリにおける評価の妥当性（外部評価者と内部評価者による評価の差を含む）についても今後検証を行うべきである。

¹ 令和 6 年度以降の OSCE はすべて認定評価者で実施していることから、以降、認定評価者を「評価者」（内部評価者、外部評価者を含む。）とする。

②医療面接の模擬患者

- 「公的化後の共用試験に関する意見」では、「本部会は、公的化後の OSCE における医療面接の模擬患者については、令和 8 年度までに一定の能力を有する旨の認定を受けた者に限定することについて検討することとする。」としている。
- また、「共用試験実施機関の指定に関する意見」では、「OSCE の医療面接模擬患者を機構によって認定された者が担当することについては、未認定の者であっても一定の条件を満たす場合は担当することを可能とするなど、柔軟な運用とすること。」としている。
- 共用試験の公的化を踏まえ、CATO では模擬患者の標準化を目的として、模擬患者認定講習会を実施する担当（認定模擬患者標準化（大学）担当者）を養成するための講習会を実施し、令和 5 年度から当該講習会を受講した者による模擬患者の認定を開始している。当該講習会を受講した者による養成を受けた模擬患者が、模擬患者認定講習会を受講し 1 次試験に合格した後に、2 次試験として共用試験の課題で模擬患者としての演技を行い、その様子について録画映像を用いて客観的評価を行うことで標準模擬患者²として認定される。
- 令和 6 年度の共用試験において、医療面接の模擬患者は、「共用試験実施機関の指定に関する意見」を踏まえ認定を受けた標準模擬患者を基本としつつ、柔軟な運用として、前述の 1 次試験に合格した後に、未だ 2 次試験による認定を受けていない模擬患者が担当することを可能としている。
- 現状、医療面接の標準模擬患者の確保状況は地域差があるなどまだ十分とは言えないことから、令和 8 年度以降の共用試験においても引き続き、「共用試験実施機関の指定に関する意見」を踏襲し、上述の柔軟な運用とする。
- また、歯学生共用試験の標準模擬患者については、その存在や役割が国民に十分に周知されていないのではないかという意見があった。標準模擬患者の十分な確保に向けて、厚生労働省は、CATO と連携しつつ、国民に対し、標準模擬患者の周知を含む啓発等に努めることが求められる。

4. 実施時期の統一について

- 「公的化後の共用試験に関する意見」では、「本部会は、診療参加型臨床実習の充実や受験者間の公平性を確保する観点から、公的化後の共用試験の実施状況やカリキュラム変更等の大学の負担を勘案しつつ、令和 8 年度までに、実施時期を統一することの是非について検討することとする。」としているところ。
- 令和 6 年度の共用試験においても、従来どおり各大学のカリキュラム等の状況に応じて、

² 以後、認定を受けた模擬患者を「標準模擬患者」とする。

多くの国立大学では5年生の前期に、国公立大学の一部・私立大学では4年生の後期に実施しており、実施する時期（学年）が分かれており、実施時期の統一はされていない。

- 一方で、令和6年度に実施した共用試験の成績の平均は、CBT、OSCEともにいずれの実施時期に実施した大学も到達基準を超えている。
- 実施時期（学年）を統一するためには、各大学のカリキュラムの根本的な変更が必要となるが、各大学における具体的な歯学教育は、学修時間数の6割程度を目安に歯学教育モデル・コア・カリキュラムを踏まえたものとし、残りの4割程度の内容は、各大学の入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針等に基づき、大学が自主的・自律的に編成するものとされており、各大学の特色を現したものとなっている。また、総合大学では大学全体としての理念・全学教育の方針等を踏まえて策定されている。
- 各大学がカリキュラムを変更するためには各大学の教育方針や教育体制の見直し等も含む検討が必要であり、相応の時間が必要であること等から、公的化された共用試験の実施後に厚生労働省が各大学に行ったヒアリングの結果では「実施時期の統一は望ましくない」という意見が多かった。
- また、実施時期を統一すると、外部評価者派遣に係る調整等の観点で、各大学やCATOへの負担が同一時期に集中するのではないかという意見があった。
- これらの状況を踏まえ、令和8年度以降の共用試験については、当面の間、実施時期は統一しないこととする。なお、今後も、
 - ・ 受験者間の公平性が確保されているか
 - ・ 患者に対し歯科医行為を行う診療参加型臨床実習前に修得すべき知識や臨床能力を有することが評価されているか等の観点から、共用試験の実施状況等について定期的に確認を行い、その結果を踏まえ必要に応じて実施時期の統一化について検討を行うこととする。

5. その他（評価者及び模擬患者の養成・認定等に係る負担軽減について）

- 「共用試験実施機関の指定に関する意見」では、「認定評価者の養成講習会のオンライン化を推進する、認定の更新手続を評価者の経験を考慮した簡易なものとするなど、評価者の負担軽減に向けて取り組むこと。」「模擬患者の養成講習会のオンライン化を推進する、認定の更新手続を模擬患者の経験を考慮した簡易なものとするなど、模擬患者の負担軽減に向けて取り組むこと。」としている。
- 令和6年度においては、評価者の負担軽減の観点から、評価者の養成講習会については、事前に受講することが可能な内容の講習についてe-learning化し、事前受講を可能とするとともに、模擬患者認定講習会を実施する担当者を養成するための講習会についても一部オンライン化するなどの取組を行った。

- 令和8年度以降、評価者の認定講習会については、対面実施部分について原則として各大学で実施できるような仕組みや、今後予定される更新講習と新規課題の評価者養成の講習を併せて実施することを検討するなど評価者の養成・認定に係る負担の軽減に引き続き取り組むべきである。
- 標準模擬患者の養成・認定については、CATOの業務改善及びより円滑な模擬患者養成の観点から、CATOが養成の指針を示しつつ、養成業務は一部を除き各大学が実施する方向で進めている。標準模擬患者の認定については、質の担保の観点から、CATOが認定に関わる必要はあるが、現在実施しているような認定可否の判定の際の録画映像の活用などの極力負担を課さないような配慮が必要である。
- また、模擬患者の養成や評価者の負担軽減策についてはさらなる検討が求められるが、教育分野のDXが推進されていることを踏まえ、OSCEにおけるシミュレータ等を用いた技能評価や近年急速に進化しているAI（人工知能）等の活用に関する検討の必要性が挙げられた。また、AI等の活用については活用方法やその実現可能性も含め検討を行うべきではないかとの意見があった。
- 共用試験の公的化以降、共用試験実施に関する各大学の負担は大きくなっているという意見があった。持続可能性の観点から、評価者や模擬患者だけではなく、共用試験を実施する大学の負担軽減についても取り組む必要がある。

6. 終わりに

- 共用試験実施機関は、本意見の内容を踏まえて令和8年度以降の共用試験を実施するとともに、今後も本部会において共用試験の実施状況の報告を行った上で、本部会での議論を踏まえて必要な検討を行い、随時共用試験に関する必要な改善等を行っていくことが必要である。